

三次市公共施設等総合管理計画（案）に関する

皆様のご意見を募集します

趣 旨

近年、公共施設等の老朽化対策が社会問題となっています。これに加えて、地方自治体においては、人口減少・少子高齢化の進行や市町村合併等により、公共施設等が整備された当時と比べて利用環境が大きく変化しており、公共施設の利用人数の変化、類似施設の増加、維持管理経費負担の増大等の課題が発生しています。

本市においても、公共施設は全体の約3割が建築後30年を超過していることから、安全性の確保や利用環境の変化への対応等、今後のまちづくりにおける公共施設の在り方を見直す必要があります。

このような状況に対応するため、集会施設や観光施設、学校等の公共施設のほか、道路・橋りょう、上下水道等のインフラ施設を含めて、今後の施設管理（更新、統廃合、長寿命化等）に関する基本的な考え方を定めた公共施設等総合管理計画を策定します。

この度、皆さんに情報提供を行い、意見をいただくため、次のとおりパブリックコメント（意見募集）を行います。

1 募集期間

平成28年2月10日（水）から2月29日（月）まで

（注）郵送の場合は、平成28年2月29日（月）の消印まで有効とします。

2 募集する意見

「三次市公共施設等総合管理計画(案)」に対する意見

3 提出していただいた意見の取り扱い

お寄せいただいたご意見は、十分に考慮の上、三次市の考えとともに整理した上で、公表することとしています。公表の際には、意見の内容のみを公表します。住所・氏名などの個人に関する情報は、公表しないことはもとより、他

の目的で使用することはありません。なお、個々のご意見に直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

4 意見提出ができる人

- (1) 市内に住所を有する人
- (2) 市内に事務所または事業所を有する個人および法人、その他の団体
- (3) 市内に存する事務所または事業所に勤務する人
- (4) 市内に存する学校に在学する人
- (5) 「三次市公共施設等総合管理計画（案）」に利害関係を有する人

5 閲覧方法及び閲覧場所等

- インターネット（三次市ホームページ）
- 三次市役所総合案内及び東館4階（財産管理課）
- 三次市各支所窓口

6 意見の提出方法

意見応募用紙に記入して、次のいずれかの方法により提出してください。

- 持参の場合：三次市役所総合案内又は東館4階（財産管理課）
三次市各支所窓口

- 郵送の場合：〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号
三次市財務部財産管理課財産管理係

- ファックスの場合：0824-62-6235

- 電子メールの場合：zaisan@city.miyoshi.hiroshima.jp

（意見応募用紙をダウンロードして、電子メールに添付してください。）

7 問い合わせ先

- 三次市財務部財産管理課財産管理係
電話：0824-62-6139
ファックス：0824-62-6235
電子メール：zaisan@city.miyoshi.hiroshima.jp